令和８年度

一般競争入札による
市有財産売払いの案内書

【中里三丁目市有地】

令和８年11月

清瀬市総務部総務課

目　　次

ページ

◇ 入札物件一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

◇ 一般競争入札による市有財産売払いの申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで・・・ ３

◇ 令和８年度一般競争入札による市有財産売払いの御案内・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

１ 入札物件の調査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

２ 一般競争入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

３ 契約の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

４ 申込方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

５ 申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

６ 一般競争入札参加資格の喪失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

７ 入札保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

８ 入札会及び開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

９ 入札の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

１０ 落札者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

１１ 契約の締結等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

１２ 売買代金の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

１３ 所有権移転等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１

１４ 購入者の負担となる費用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１

１５ 入札結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

１６ 問合せ先等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

◇ 地方自治法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

◇ 地方自治法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

◇ 清瀬市契約事務規則（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

◇ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）・・・・・・・・・・・・・ １５

◇ 清瀬市暴力団排除条例（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５

◇ 物件調書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

◇ 物件調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７

◇ 案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９

◇ 公図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

◇ 地積測量図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１

◇ 土地売買契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３

◇ 市有財産売払いの一般競争入札参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

◇ 清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３

◇ 入札保証金提出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４

◇ 入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３６

◇ 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３８

◇ 封筒の記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４０

入札物件一覧表

	所在	地目	公簿地積（㎡）	実測地積（㎡）	用途地域	建ぺい率 容積率（%）
土地	清瀬市中里三丁目 1058 番 21	宅地	126.57	126.57	第一種低層 住居専用地域	50 100
	清瀬市中里三丁目 1058 番 22	宅地	139.03	139.03	第一種低層 住居専用地域	50 100

物件番号	対象地	最低売却価格	入札保証金納付額
1	清瀬市中里三丁目 1058 番 21	26,700,000 円	810,000 円
2	清瀬市中里三丁目 1058 番 22	29,890,000 円	900,000 円

1. 売買対象は土地（２筆）になります。
2. 物件番号ごと個別に売却いたします。
3. 土地は、実測値での売払いとなります。
4. 現在の土地の所有者は清瀬市となります。
5. 土壌汚染、地盤及び埋設物の調査は実施していません。取得後、これらに起因する対応・費用は買主方でご対応・ご負担をいただきます。
6. 敷地内にある付帯物・構造物・埋設物は、売買契約後は買主に帰属します。当該物に起因する対応は、全て買主方でご対応ください。
7. 落札後、関係書類は買主の書面での申出があれば、各種法令や市の例規に違反しない範囲で引渡しが可能です。
8. 地方自治法施行令第１６７条の７第１項に規定する入札保証金は、事前に納付してください。
9. 最低売却価格以上の価格で、かつ最高金額の入札をした方が、落札者となります。
10. 申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御確認の上、お申し込みください。なお、物件の引渡しは、現況有姿で行います。
11. 応募受付期間中に、市事業等で上記物件を使用する場合がありますのでご了承ください。
12. 予告なく売払いの中止や内容の変更をする場合があります。その場合、お支払いいただいた保証金や売買代金は返還いたしますが、その他の費用負担はいたしませんので、ご了承ください。
13. 問い合わせ先（申込書提出先）は次のとおりです。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
    清瀬市総務部総務課総務係（清瀬市役所本庁舎３階２９番窓口）
    電話０４２-４９７-１８１９（直通）
    Mail：soumu@city.kiyose.lg.jp
    午前 9 時から午後 4 時まで

一般競争入札による市有財産売払いの

申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで

受　付　期　間	令和８年 11 月２日（月）から 11 月 30 日（月）まで （土曜日・日曜日・祝日を除く。） 午前９時 30 分から午後３時 30 分まで （正午から午後１時までを除く。）

▼

※ 窓口以外は、期限最終日午後３時３０分清瀬市役所必着

※ 印鑑証明書は印影確認のため、郵送もしくは来庁で原本をご提出ください。

現地の確認	確認可能期間は、受付期間と同期間とする。 必ず３開庁日以前に、市に希望の日時の連絡を入れること

▼

入　札　保　証　金 の　納　付　期　限	令和８年 12 月 10 日（木）

※ 後日メールでデータをお送りする納入通知書を印刷してお振込みください。

※ 納期限の延長は認められませんので、御注意ください。

▼

入札保証金領収書のコピー及び 入札保証金提出書の提出期限	令和８年 12 月 10 日（木）

※ メールで提出希望の場合は、スキャンしたデータを添付してください。

※ 納期限の延長は認められませんので、御注意ください。

▼

入　札　・　開　札 契　約　説　明　会	令和８年 12 月 17 日（木）午前 10 時 00 分から 清瀬市中里五丁目８４２番地 清瀬市役所本庁舎３階　会見室 受付時間 午前９時 45 分から午前 10 時 00 分まで

▼

※　郵送・メールの場合の入札関係書類は入札前日必着、当日到達は無効。

売買契約の締結期限	令和９年２月２日（火）

※ 売買契約の締結期限及び売買代金又は契約保証金の納期限の延長は、書面による合意がない場合、認められません。

※ 収入印紙は、物件購入者（落札者）の負担となります。

▼

売買代金の支払い

▼

売買代金の支払いには、次の２通りの方法があります。

① 売買契約の締結期限（令和９年２月２日（火））までに全額を支払う方法

② 上記の売買契約の締結期限までに売買代金の 1/10 以上の契約保証金を納付し、納期限（令和９年３月９日（火））までに売買代金の残金を支払う方法

※ 売買代金の残金の納期限の延長は書面による合意が無い場合、認められません。

所有権の移転 物件の引渡し

登記の手続は清瀬市が行います。
登録免許税等は、物件購入者（落札者）の負担となります。

※ 引渡し日は、原則登記の完了日となりますが、必要があれば協議により定めるものとします。

※ 物件は現況有姿で引き渡しとなります。

令和８年度　一般競争入札による市有財産売払いの御案内

この一般競争入札による市有財産売払いについては、本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、清瀬市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところにより行います。

１　入札物件の調査等

入札に付し、売払いの対象とする入札物件（以下「売買物件」という。）は、２ページの「入札物件一覧表」に記載のとおりです。

希望日の３開庁日前までに市へご連絡いただければ、受付期間内に現地確認を行うことができます。

売買物件は現況有姿での引渡しとなりますので、現地の現況及び土地・建物利用制限等については、必ず御自身で調査、確認してください。

なお、物件によっては入札の中止や内容の変更をする場合があります。

２　一般競争入札参加資格

個人及び法人の方で指定された期限までに入札保証金、契約保証金及び売買代金を支払うことができる方であれば、どなたでも申込みができます。

ただし、次の⑴～⑼に該当する方は、入札に参加できません。

⑴ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項の規定に該当する職員

⑵ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者

⑶ 清瀬市契約事務規則（昭和６１年４月１日規則第４号）第３条の規定に基づく資格停止期間中である者

⑷ 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準（平成１２年８月１日施行）第２条の規定に基づく指名停止期間中である者

⑸ 一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

⑹ 本入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者

⑺ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員

⑻ 清瀬市暴力団排除条例（平成２４年清瀬市条例第３３号）第２条に規定する暴力団、暴力団員等並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者

⑼ ⑺及び⑻に掲げるものから委託を受けた者並びに⑺及び⑻に掲げるものの関係団体

※ 上記条文は、本案内書内にも記載がありますので御参照ください。

3　契約の条件

⑴ 売買対象は土地です。

⑵ 禁止する用途

所有権が清瀬市から物件購入者（落札者）（以下「物件購入者」という）へ移転した売買物件を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに「清瀬市暴力団排除条例」第２条に規定する暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用途として利用することはできません。

なお、物件購入者が、売買物件の「所有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方（以下「新権利者」という。）に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。

売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

（「所有権の移転等」とは、建物について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。）

⑶ 実地調査

上記（2）の履行を確認するため、清瀬市が物件の利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

⑷ 違約金

上記（2）の条件に違反した場合には、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として清瀬市に支払っていただきます。

4　申込方法等

申込みにあたっては、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の現況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申込みください。

⑴ 受付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 30 日（月）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

午前９時３０分から午後３時３０分まで（正午から午後１時までを除く。）

郵送、メールの場合は、期間最終日の午後３時３０分清瀬市役所必着

※　後日、受付処理済の一般競争入札参加申込の写しをメールで送付します。

⑵ 受付場所

〒204-8511

清瀬市中里五丁目８４２番地（清瀬市役所本庁舎３階２９番窓口）

清瀬市総務部総務課総務係

⑶ 受付方法

【来庁】

上記⑵の受付場所に直接必要書類を持参

【郵送】

上記⑵宛に必要書類を一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便で郵送してください。

【メール】

必要書類を下記アドレス宛に件名を指定件名にして送付し、別途下記５⑶の書類を窓口か郵送にて提出してください。

・送付先アドレス：soumu@city.kiyose.lg.jp

※以下メールでのやりとりは全て当該アドレスを使用します

・指定件名：「清瀬市市有地（中里三丁目）入札の申し込み」

５　申込みに必要な書類

（申込を行う物件番号ごとに書類をご用意ください）

⑴ **市有財産売払いの一般競争入札参加申込書**（本案内書３１～３２ページ）

入札の際、入札書を郵送又はメールとする場合は、申込書の「□　郵送又はメールによる入札を希望します」にチェックを入れること。

⑵ **清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書**（本案内書３３ページ）

入札参加申込時点の役員等全員の情報を記載すること。

※　役員等とは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、会長等その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものを指す。

⑶ 一般競争入札参加申込書及び誓約書のほか、**発行後３か月以内**の次の書類

ア　申込者が法人の場合

（ア）**法人の履歴事項全部証明書**（原本）

（イ）**法人代表者の印鑑証明書**（法務局に届け出た印鑑の証明書）（原本）

イ　申込者が個人の場合

（ア）**印鑑登録証明書**（原本）

※ 両物件申込む場合に限り、５⑵⑶の書類は１部原本、１部写しで構いません。

※ 共有で申込む場合は、共有者を含む申込者全員のものが必要です。

※ 提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

※ 申込書等は下記 URL からもダウンロード可能です。

https://www.city.kiyose.lg.jp/sigotosangyou/keiyakunyuusatu/1014813/1016848.html

（清瀬市公式ホームページ）→（仕事・産業）→（契約・入札）→（一般競争入札による売払い情報）→【一般競争入札による売払い情報】中里三丁目市有地（土地）

６　一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、５ページの「**２　一般競争入札参加資格**」ただし書きの各号のいずれかに該当したときは、当該一般競争入札参加資格を喪失します。

7　入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に地方自治法施行令第１６７条の７第１項に規定する入札保証金（以下「入札保証金」という。）を納めていただく必要があります。２ページの入札物件一覧表で入札保証金納付額を御確認の上、入札保証金の納付期限（令和８年 12 月 10 日（木））までに、後日メールにてお渡しする納入通知書を印刷し、それを以て金融機関等で納付してください。

なお、落札されなかった方等が納付した入札保証金については、後日返還いたします。返還の手続は、後述の入札保証金提出書の入札保証金返還先欄に記載された金融機関への口座振込により納付額と同額を返還いたします。なお、市会計課及び金融機関との手続きの関係上、返還までに１か月以上かかる場合もありますので、予め御了承願います。

(2) 入札保証金の納付を証明するために提出する書類

次の書類を提出期限の令和８年 12 月 10 日（木）（必着）までに申込先（清瀬市総務部総務課総務係）に持参しての来庁、郵送又はメールにより提出してください。メール提出の場合は、印影がはっきりと分かるようなデータで提出してください。なお、期限までに、提出がされない場合は、入札参加を辞退したものとみなします。

ア　入札保証金提出書（本案内書３４～３５ページ）

必要事項を記載し、記名押印の上、提出してください。

イ　入札保証金領収書のコピー（Ａ４サイズの用紙にコピーをお願いします。）

8　入札会及び開札

(1) 入札会及び開札の日時、場所

ア　入札及び開札の日時　**令和８年 12 月 17 日（木）午前 10 時 00 分**

イ　入札及び開札の場所　清瀬市役所　本庁舎３階　会見室

ウ　受付開始時間　　午前９時 45 分

※　入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

※　入札（開札）会場への入場は、会場のスペースの関係上、各社（者）２名までとさせていただきます。（委任状は入室者１人につき１枚）

※　入札参加者以外は入札（開札）会場への入場はできませんので、御了承ください。

(2) 入札方法

ア　**入札書は、当日持参か、入札日前日までに届くよう郵送又はメールでお送りください。**

イ　当日持参により入札に参加される方は、所定の入札書（本案内書３６～３７ページ）に必要事項を記載し、記名押印の上、物件番号及び法人名（個人の方の場合は、氏名）を記載した封筒（「長３以下」本案内書４０ページ参照）に封入し、当日、市の指示により入札箱に投函してください。

ウ　**投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分御注意ください。**

(3) 入札会に持参、または入札時までに郵送・メールにて送付する書類

（物件番号ごとに書類をご用意ください）

ア　入札書（本案内書３６～３７ページ）

【直接持参】

物件番号及び法人名（個人の方は、氏名）を記載した封筒（本案内書４０ページ参照）に封

入し、入札時に入札箱に投函してください。

【郵送】

物件番号及び法人名（個人の方は、氏名）を記載した封筒に封入し、郵送してください。

【メール】

記入・押印をした入札書をスキャンし、ＰＤＦデータに変換してお送りください。なお、印影が鮮明に写るような解像度等でＰＤＦ化をしてください。

イ　委任状（本入札案内書３８～３９ページ）

代理人の方が入札会に参加される場合に必要。

※ 法人で、代表者以外の方（社員の方）が入札会に参加される場合も、１名につき１枚委任状が必要となります。

【直接持参】

受付時にご提示ください。

【郵送・メール】

不要

ウ　顔写真付きの身分証明書

【直接持参】

入札会の受付時に身分証明書と委任状と合わせ、本人確認をさせていただきます。

【郵送・メール】

不要

９　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

⑴ 入札に参加する資格がない者の入札
⑵ 所定の日時までに入札保証金の納付のない者の入札
⑶ 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
⑷ 同一物件の入札について、２通以上の入札書を提出した者の入札
⑸ 他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
⑹ 入札者の記名押印のない入札書による入札
⑺ 要領が不明確な入札書による入札
⑻ 入札に関し不正の行為があった者の入札
⑼ 最低売却価格に達しない価格で入札した者の入札
⑽ 入札会前日までに届かなかった郵送・メールによる入札
⑾ この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

１０　落札者の決定方法

落札者は、**清瀬市の最低売却価格以上の価格で、かつ最高金額の入札をした方**とします。ただし、最高金額を入札した方が２者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。同価の入札をした方はくじ引きを辞退することはできません。当日郵送・メールでの参加者は、その者に代わって当該入札事務に関係のない市の職員がくじを引きます。

物件の最低売却価格は２ページの「入札物件一覧表」に記載のとおりです。なお、最低売却価格

に達しない価格で入札した方の入札は、無効となりますので御注意ください。

郵送・メール入札参加者には入札終了後速やかに、結果をご連絡しますので、入札日は可能な限り電話が通じるようにお願いします。（電話がつながらない場合はメール等によりご連絡します。）

１１　契約の締結等

⑴　契約の締結は、令和９年２月２日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）

⑵　契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり**入札保証金は地方自治法第２３４条第４項の規定により、清瀬市に帰属する**ことになりますので、十分御注意ください。

⑶　契約書（案）は本案内書の２３ページから３０ページのとおりです。（売買契約の締結期限までに全額を支払う場合と、売買契約の締結期限までに売買代金の 1/10 以上の契約保証金を納付する場合で、代金の支払いに関する箇所の記載が異なります。）

⑷　売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、印鑑証明書（原本）、所有権移転の登記に係る登録免許税、不動産取得税等、本契約の締結に関して必要な費用は、物件購入者の負担となりますので御承知おきください。

※ 契約の締結期限（令和９年２月２日（火））の延長は、書面による合意がない場合は、認められません。

１２　売買代金の支払方法

売買代金の支払いは、次の２通りの方法がありますので、落札後の契約説明会でいずれの方法にするかお申し出ください。

⑴ 売買契約の締結期限（令和９年２月２日（火））までに売買代金の全額を納入する場合

物件購入者は、入札にあたり納付された入札保証金を売買代金の一部に充当し、その差額分を清瀬市が発行する納入通知書により令和９年２月２日（火）までに納付します。納付が明らかにすることができる書類（領収書の原本）を令和９年２月２日（火）までに清瀬市に提示します。

清瀬市が全額納入の事実を確認できたときに、所有権の移転を行います。売買物件の所有権は清瀬市から物件購入者へ移転となります。

⑵ 売買契約の締結期限（令和９年２月２日（火））までに売買代金の 1/10 以上の契約保証金を納付し、納期限（令和９年３月９日（火））までに売買代金の残額を支払う場合

売買契約の締結期限（令和９年２月２日（火））までに地方自治法施行令第１６７条の１６第１項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として売買代金の１０分の１以上（円未満切上げ）を納付します。契約保証金は入札保証金の額を差し引いた金額を、納付書により期日までに納付していただき、納付を明らかにする書類（領収書の原本等）を清瀬市へ提示してください。

その後、物件購入者は、売買代金の残金を清瀬市が発行する納入通知書により納付期限（令和９年３月９日（火））までに納入し、納付が明らかにすることができる書類（領収書の原本）を納期限（令和９年３年９日（火））までに、清瀬市に提示しなければなりません。

清瀬市が残金納入の事実が確認できたとき、売買物件の所有権は清瀬市から物件購入者へ移転します。

※　分割納入等の方法によることはできません。

※　契約保証金は、納期限（令和９年３月９日（火））までに売買代金の残金を納入しなかった

場合には、地方自治法第２３４条の２第２項の規定により清瀬市に帰属することになりますので、十分御注意ください。

１３　所有権移転・引渡し等

⑴　売買物件の所有権は、清瀬市から物件購入者へ移転したときに、現況有姿で引き渡したものとし、引渡書を交付します。なお、現地での引渡しは行いません。

⑵　引渡書交付以前の物件を保全する目的での立ち入り・措置等については、契約締結者と市における協議事項とします。

⑶　所有権移転の登記は、物件の引渡し後、清瀬市が行いますが、所有権移転の登記に係る登録免許税・不動産取得税は、物件購入者の負担となります。

あらかじめ所定の国税納付書をお渡ししますので、市が指定する期日までに登録免許税を納付してください。

その登録免許税の**領収証書の原本は、所有権移転の登記の提出書類として必要**なため、指定期日までに納付後、速やかに清瀬市へ提出してください。

※　中間省略登記はできません。

⑷　物件購入者が**個人の方の場合は、売買代金の支払期限までに住民票**（発行後３か月以内のもの）等、また**法人の場合は、同期日までに法人登記謄本（履歴事項全部事項証明書）**（発行後３か月以内のもの）等、登記申請に必要な添付書類をご提出いただきますので、ご用意の程、よろしくお願いします。

１４　購入者の負担となる費用等

⑴　売買契約書（清瀬市が保有するもの１部）に貼付する収入印紙（国税）（軽減税率）

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	1 万円
5,000 万円を超え 1 億円以下	3 万円
1 億円を超え 5 億円以下	6 万円

⑵　登録免許税（国税）

【土地】

固定資産税評価額　×　１．５％（百円未満切捨て）

※　登記の申請日が４月１日以降になった場合、近傍類似地の固定資産税評価額や税率に変動が生じる場合があります。その場合は、登録免許税の金額も合わせて変更となり、追加納付や後日の還付が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

⑶　下水道使用に係る受益者負担金

本物件の売買に伴い、新たに所有者となる方には下水道の受益者負担金をお支払いいただきます。

詳細については、清瀬市都市整備部建設課下水道係までへお問い合わせください。

⑷　その他

その他、発生する費用や手続きについては、関係する窓口・機関等にお問い合わせください。

１５　入札結果の公表

物件所在地、地目、地積、契約金額、契約の相手方（法人の場合）を市ホームページで公表します。

１６　問合せ先等

窓口：清瀬市総務部総務課総務係

住所：〒205-8511　清瀬市中里五丁目８４２番地（清瀬市役所本庁舎３階 29 番窓口）

電話：０４２-４９７-１８１９（直通）

Mail：soumu@city.kiyose.lg.jp

時間：午前 9 時から午後 4 時まで

地方自治法（抄）

（契約の締結）

第２３４条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

２　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

３　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

４　普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

５　普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

６　競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

第２３４条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

２　普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（職員の行為の制限）

第２３８条の３　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（１）　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（２）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（１）　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（２）　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（３）　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（４）　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（５）　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

（６）　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

（７）　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札の入札保証金）

第１６７条の７　普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

（契約保証金）

第１６７条の１６　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

清瀬市契約事務規則（抄）

（競争入札参加者の資格）

第３条　市長は特別の理由があるものを除くほか、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（再発防止処分）

第８条

－－－－－－－－（省略）－－－－－－－－

２　前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

⑴　いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

清瀬市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団関係者　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

（４）　市民等　市内に在住、在勤又は在学をする者及び事業者をいう。

（５）　事業者　事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

（６）　暴力団排除活動　暴力団員による不当な行為（以下「不当行為」という。）の防止及び不当行為により市民の生活又は市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

（７）　市職員　清瀬市の職員をいう。

（市の事務事業に係る暴力団排除措置）

第７条　市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市の事務事業に関する契約（以下「市の契約」という。）又は市の契約に関連する契約に関し、当該市の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

物件調書について

- 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、必ず御自身で十分な調査、確認等を行ってください。
  なお、物件調書と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。
- 物件は、すべて**現況有姿での売買及び引渡し**となります。
- 物件調書の主な項目の見方

【所在地】

所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。

【住居表示】

住居表示は、住居表示が実施されている場合に記載しています。

【面積】

「(公簿)」は、物件の不動産登記簿に表示されている地積を記載しています。

「(実測)」は、物件の実測面積を記載しています。

【法令等に基づく制限】

都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法等による制限を記載しています。

【供給処理施設の状況】

「有」物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。

「可」物件の敷地内には供給処理のための引込管等はないが、前面道路等に供給処理管等があるので、引込みが可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込費用が必要となります。

「不可」 物件の前面道路等に供給処理管等がなく、引込みができないことを示しています。

なお、引込みの可否、引込工事、費用等に関しての詳細については、直接、各供給処理機関（問い合わせ先）にお問い合わせください。

【交通機関】

鉄道、バスは、物件からの最寄り駅、バス停を記載しています。

物件の周辺に複数の駅等がある場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。

【備考欄】

上記のほかに当該物件について、留意していただきたい点について記載しております。

全ての物件について、土壌汚染に関する調査は行っておりません。

留意事項に記載されている規制等の詳細は、直接、関係各機関にお問い合わせください。

物件調書（物件１）

<table>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">清瀬市中里三丁目 1058 番 21</td></tr>
<tr><td>公 簿 地 積</td><td>１２６．５７㎡</td><td colspan="2" rowspan="2">地目</td><td colspan="2" rowspan="2">宅地</td></tr>
<tr><td>実 測 地 積</td><td>１２６．５７㎡</td></tr>
<tr><td>接面道路と
敷地の関係</td><td colspan="5">北側に市道 3064 号線（幅員 6.00m）
詳細は現地・図面等を確認してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法令等に
基づく制限</td><td>都市計画区域</td><td>市街化区域</td><td>用途地域</td><td colspan="2">第一種低層住居専用地域</td></tr>
<tr><td>建ぺい率</td><td>５０％</td><td>容積率</td><td colspan="2">１００％</td></tr>
<tr><td>防火地域</td><td>準防火地域</td><td>高度地区</td><td colspan="2">第一種高度地区</td></tr>
<tr><td>外壁後退</td><td>―</td><td>その他制限</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>日影規制</td><td colspan="4">あり（詳細は都市計画課まで）</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他制限については、各関係窓口にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">私道の負担等に関する事項</td><td>負担等の有無</td><td>―</td><td>負担等の内容</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="5">供給処理
施設の状況</td><td colspan="3">供給施設</td><td colspan="2">引込状況</td></tr>
<tr><td colspan="3">上水道</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td colspan="3">下水道</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td colspan="3">電気</td><td colspan="2">可</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市ガス</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交通機関</td><td>鉄　道</td><td colspan="4">西武鉄道　西武池袋線　清瀬駅　約 1.3km　徒歩約 18 分</td></tr>
<tr><td>バ　ス</td><td colspan="4">西武バス停　中里　徒歩約 4 分</td></tr>
<tr><td>備考欄</td><td colspan="5">➢ 供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。
➢ 土壌汚染・地盤・埋設物に関する調査は行っておりません。これらの状況が発覚した場合の対応については全て買主方でご負担いただきます。
➢ 清瀬市住環境の整備に関する条例等の確認をお願いします。
➢ 敷地内にある付帯物・構造物等は売買契約後、買主に帰属します。当該物に起因する対応は、全て買主方でご対応ください。
➢ 関係書類は、書面での申出があれば、各種法令・例規に違反しない範囲で引き渡しが可能です。</td></tr>
</table>

物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、**必ず御自身で調査、確認**の上、お申し込みください。なお、調書と現況は現況が優先されます。

物件調書（物件番号２）

所在地	清瀬市中里三丁目 1058 番 22			
公簿地積	１３９．０３㎡		地目	宅地
実測地積	１３９．０３㎡			
接面道路と敷地の関係	東側に市道 3063 号線（幅員 6.00m）、北側に市道 3064 号線（幅員 6.00m）詳細は現地・図面等を確認してください。			
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域
	建ぺい率	５０％	容積率	１００％
	防火地域	準防火地域	高度地区	第一種高度地区
	外壁後退	―	その他制限	―
	日影規制	あり（詳細は都市計画課まで）		
	その他制限については、各関係窓口にお問い合わせください。			
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	―	負担等の内容	―

供給処理施設の状況	供給施設	引込状況
	上水道	有
	下水道	有
	電気	可
	都市ガス	有

交通機関	鉄　道	西武鉄道　西武池袋線　清瀬駅　約 1.3km　徒歩約 18 分
	バ　ス	西武バス停　中里　徒歩約 4 分

備考欄

- 供給処理施設の「引込状況」で「可」とあるものは、引込費用が必要です。
- 土壌汚染・地盤・埋設物に関する調査は行っておりません。これらの状況が発覚した場合の対応については全て買主方でご負担いただきます。
- 清瀬市住環境の整備に関する条例等の確認をお願いします。
- 敷地内にある付帯物・構造物等は売買契約後、買主に帰属します。当該物に起因する対応は、全て買主方でご対応ください。
- 関係書類は、書面での申出があれば、各種法令・例規に違反しない範囲で引き渡しが可能です。

物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、**必ず御自身で調査、確認**の上、お申し込みください。なお、調書と現況は現況が優先されます。

案内図

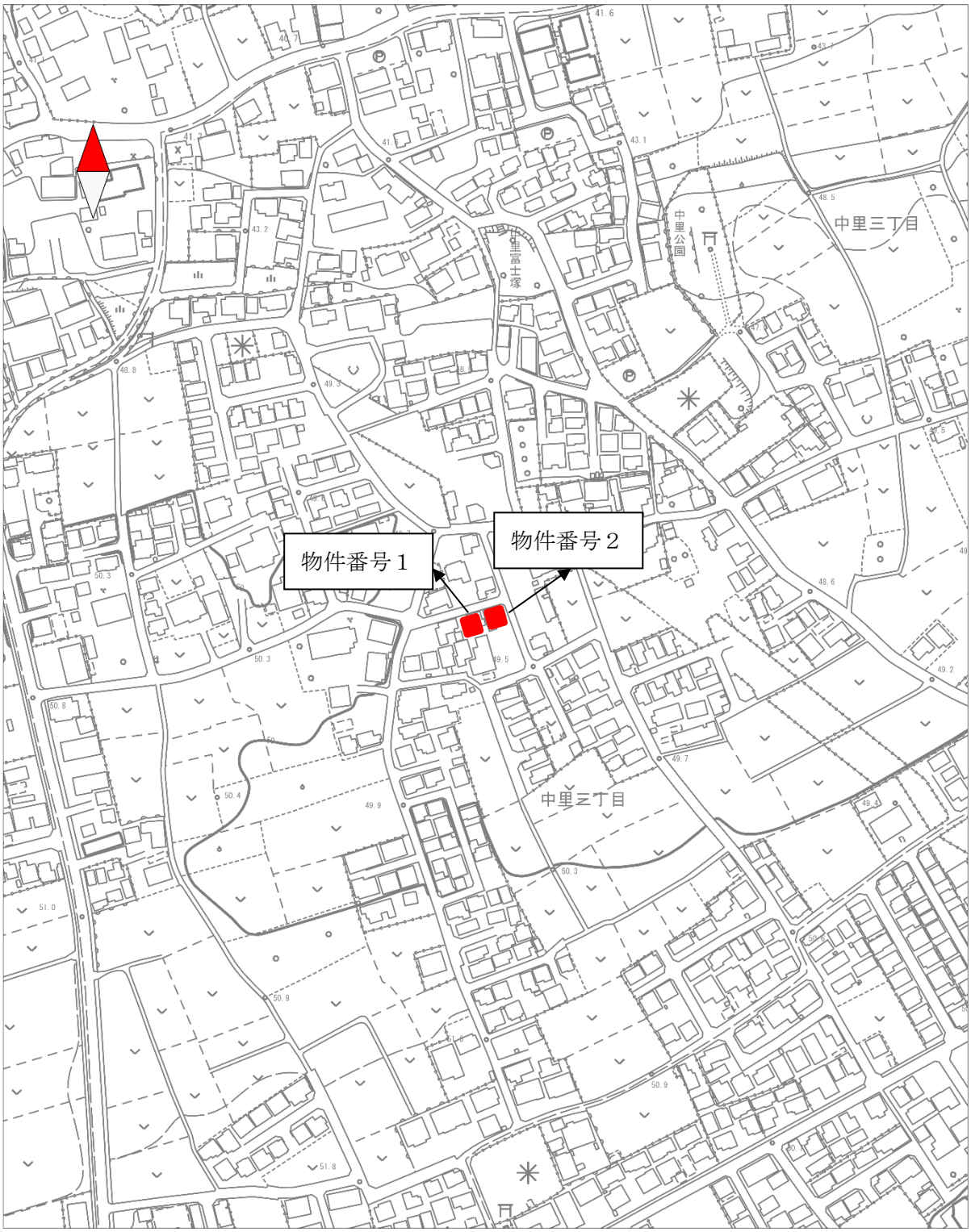

0　100m

1/2500

公図

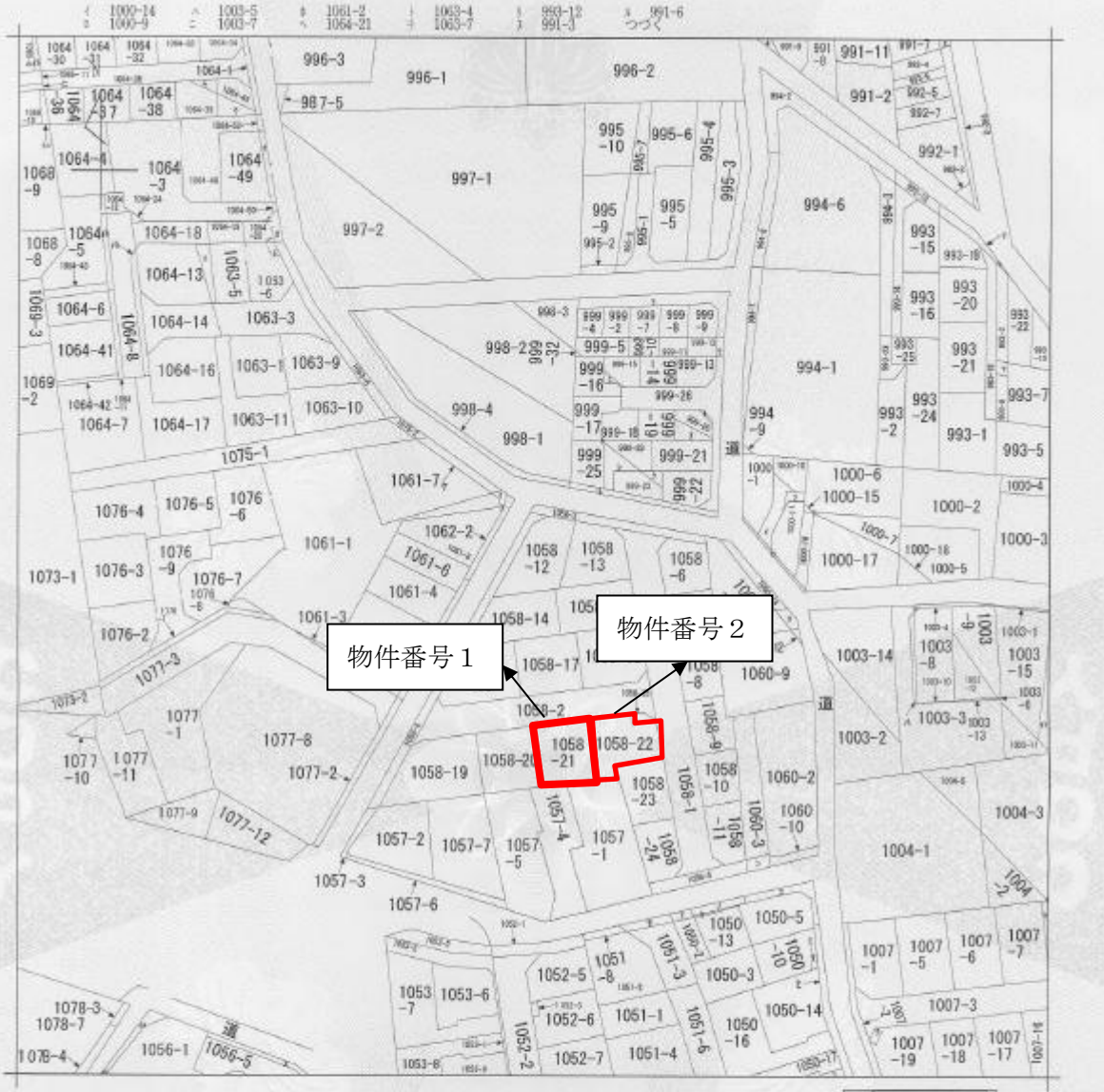

（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	清瀬市中里三丁目		地番	1058番12		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面
種類	旧土地台帳附属地図						
作成年月日		備付年月日（原図）		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年2月13日
東京法務局田無出張所
登記官　増田勝義

請求番号：7-5
(1/2)

公用

地積測量図　（物件１）

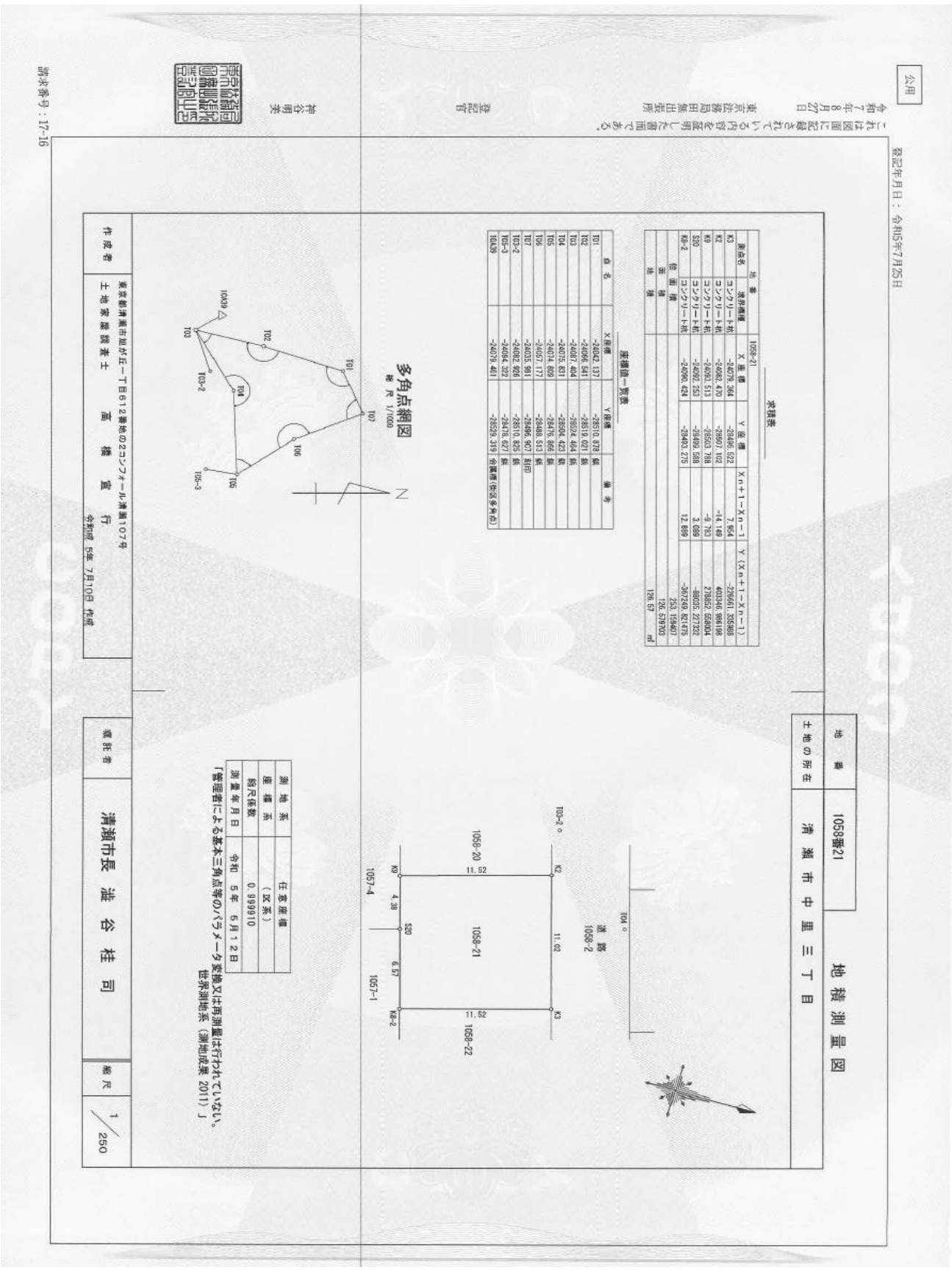

公用
地積測量図
地番 1058番21
土地の所在 清瀬市中里三丁目
多角点網図
縮尺 1/1000
1058-20
1058-21
1058-22
1057-4
1057-1
1058-2
1058-3
清瀬市長 澁谷桂司
縮尺 1/250

地積測量図　（物件２）

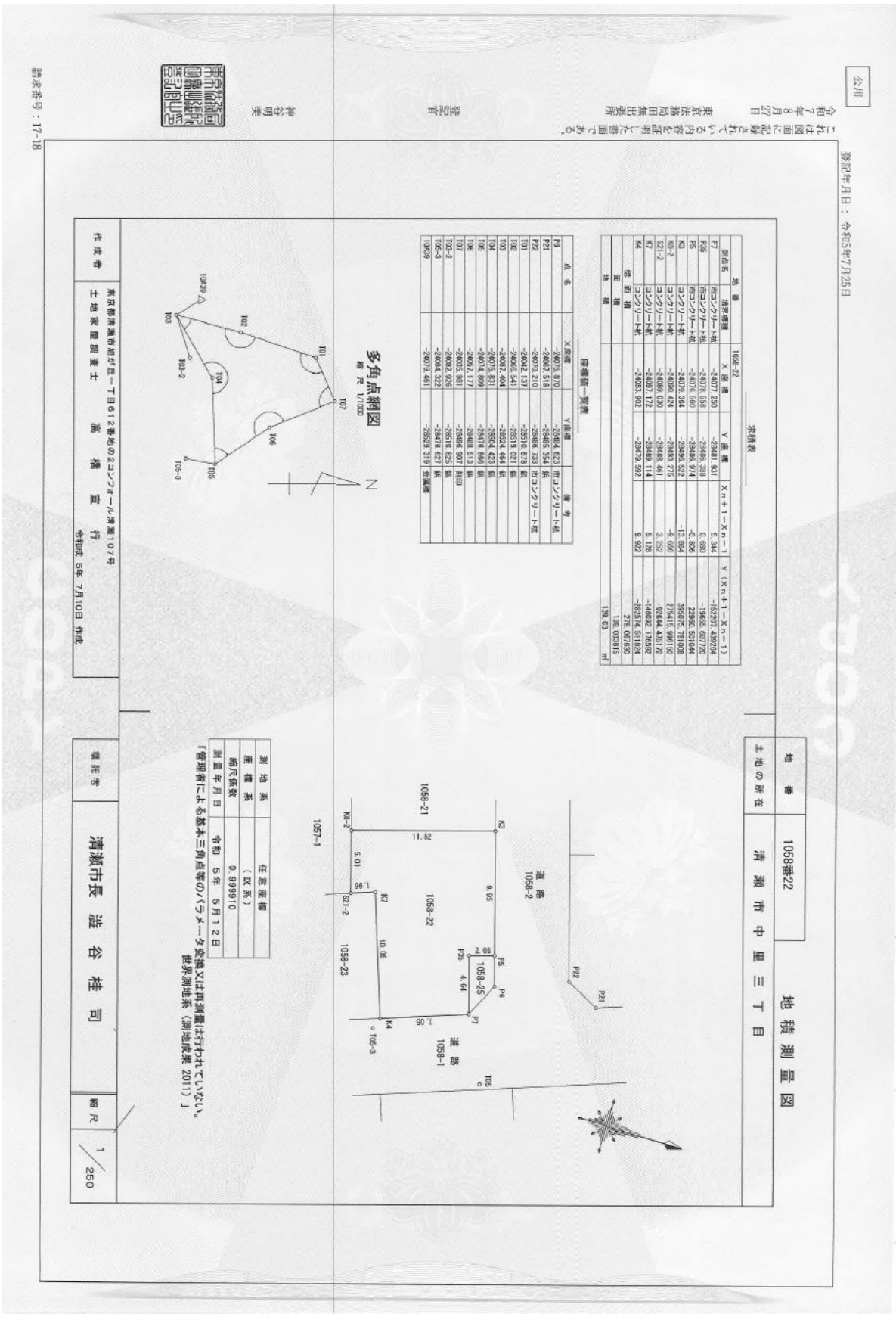

公用
地積測量図
地番 1058番22
土地の所在 清瀬市中里三丁目
多角点網図
縮尺 1/1000
作成者 東京都清瀬市旭が丘一丁目612番地の2コンフォール清瀬107号
土地家屋調査士 高橋宣行
令和成 5年 7月10日 作成
測地系 任意座標
座標系 （区系）
縮尺係数 0.999910
測量年月日 令和 5年 5月12日
「管理者による基本三角点等のパラメータ変換又は再測量は行われていない。
世界測地系（測地成果 2011）」
調査者 清瀬市長 澁谷桂司
縮尺 1/250
請求番号：17-18

清総総契第　　号

収入
印紙

【物件番号１】土　地　売　買　契　約　書（案）

清瀬市を売主、落札者を買主とし、買主は、令和８年度一般競争入札による市有財産売払いの案内書【中里三丁目市有地】に記載された内容をすべて承知し、売主及び買主の間において、次の条項により土地売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　売買の対象は、次の物件（以下「売買物件」という。）とする。

［物件番号１（所有権）］

(1)　物件の所在　東京都清瀬市中里三丁目 1058 番 21

(2)　地　　目　宅地

(3)　地　　積　126.57 ㎡（実測）

（売買代金）

第２条　売買物件の価格は、金　（　落札金額　）円（以下「売買代金」という。）とする。

（契約保証金）

第３条　買主は、本契約を締結した後、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１６第１項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として、納付済みの地方自治法施行令第１６７条の７第１項に規定する入札保証金を控除した金（落札金額の１０分の１ 以上（円未満切上げ）から納付済みの入札保証金を控除した額）円を売主の発行する納付書により、令和９年２月２日（火）までに売主に納付しなければならない。

２　納付済みの地方自治法施行令第１６７条の７第１項に規定する入札保証金は、契約保証金の一部として充当する。

３　契約保証金は、第１８条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

４　契約保証金には、利息を付さない。

５　売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当する。

６　買主が次条に定める義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、契約保証金は売主に帰属する。

７　買主は、前項の規定により、契約保証金が売主に帰属したことに対して、一切の異議申立て等をすることができない。

（代金の支払い）

第４条　買主は、第２条の売買代金のうち、契約保証金の額を控除した金　　円（以下「売買代金の残金」という。）を、売主の発行する納入通知書により令和９年３月９日（火）（以下「納期

限」という。）までに売主に支払わなければならない。ただし、売買契約の締結期限及び売買代金又は契約保証金の納期限は協議によって変更される場合がある。

２　売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められない。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、買主が、売買代金の残金を納期限までに納入したことを明らかにする書類（領収書等の原本をいう。）を売主に提示したときに、売主から買主に移転する。

２　買主は、前項の提示を売買代金の残金の納期限までに行わなければならない。

（所有権の移転登記）

第６条　買主は、前条第１項の提示した日（以下「所有権移転の日」という。）の後、直ちに売主に対し、登録免許税相当額の現金領収証書の原本及び資格証明書（法人の場合）を添えて、所有権の移転登記を請求しなければならない。

２　売主は、前項の規定による買主からの請求に基づき、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託する。

（売買物件の引渡し）

第７条　売主は、所有権移転の日に売買物件を現況有姿で引き渡したものとし、買主が記名押印した売買物件の受領証と引き換えに売買物件の引渡書を買主に交付するものとする。

（契約不適合責任）

第８条　本契約締結後、乙は甲に対し、本件売買物件の種類、品質、数量に関して契約内容に不適合であることを理由として売買代金の減額・追完、本契約の解除又は損害賠償請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合においては、第７条に定める引き渡し日から１年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（危険負担）

第９条　買主は、本契約を締結した日から所有権移転の日までの間において、売買物件が売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

（風俗営業等の禁止）

第１０条　買主は、売買物件（その上の建物等を含む。）を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに清瀬市暴力団排除条例（平成２４年清瀬市条例第３３号以下「条例」という。）第２条第１号に定める暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用（以下「禁止用途」という。）に供してはならない。

（禁止用途に関する承継の義務）

第１１条　買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、当該第三者に禁止用途に関する義務を書面によって承継させ、その義務の履行を確保する義務を負うものとする。

２　買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは当該第三者に対して禁止用途に関する義務に違反する使用をさせてはならない。

３　前２項における当該第三者の禁止用途に関する義務の違反に対する責務は、買主が負わなければならない。

（実地調査等）

第１２条　売主は、前条第２項に定める義務に関し、必要があると認めるときは、買主に対して履行状況を確認するため、立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料等の提出を求めることができる。

２　買主は、売主から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延してはならない。

（違約金）

第１３条　買主は、第１０条又は第１１条に定める禁止用途に関する義務に違反したときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として売主に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第１８条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１４条　売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。

（暴力団排除に関する契約の解除）

第１５条　売主は、警視庁からの通知又は回答により、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

⑴ 条例第２条第１号に規定する暴力団

⑵ 条例第２条第２号に規定する暴力団員等

⑶ 条例第２条第３号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき

（買主の原状回復義務）

第１６条　買主は、売主が解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

２　買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

（返還金等）

第１７条　売主は、買主の前条に定める義務の履行を確認したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　売主は、買主の負担した契約の費用は返還しない。

３　売主は、買主が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（損害賠償）

第１８条　買主は、本契約に定める義務を履行しないことにより、売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第１９条　売主は、第１７条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第１３条に定める違約金、又は前条に定める損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第２０条　買主は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく売主に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

（契約の費用）

第２１条　本契約の締結に関して必要な費用は、買主の負担とする。

（公租公課等の負担）

第２２条　契約締結後の売買物件に係る公租公課及びその余の賦課金については、買主が負担するものとする。

（近隣住民等への配慮）

第２３条　買主は、所有権移転の日以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

（信義誠実の義務）

第２４条　売主及び買主は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（疑義の決定）

第２５条　本契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、清瀬市契約事務規則（昭和６１年４月１日規則第４号）等によるほか売主と買主とが協議のうえ決定する。

（合意管轄）

第２６条　本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、売主及び買主それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売主　　清瀬市中里五丁目８４２番地

清瀬市長　原田　ひろみ

買主　　住　所

氏　名

清総総契第　　号

収入

印紙

【物件番号２】土　地　売　買　契　約　書（案）

清瀬市を売主、落札者を買主とし、買主は、令和８年度一般競争入札による市有財産売払いの案内書【中里三丁目市有地】に記載された内容をすべて承知し、売主及び買主の間において、次の条項により土地売買契約を締結する。

（売買物件）

第２条　売買の対象は、次の物件（以下「売買物件」という。）とする。

［物件番号２（所有権)］

(1)　物件の所在　東京都清瀬市中里三丁目 1058 番 22

(2)　地　　目　宅地

(3)　地　　積　139.03 ㎡（実測）

（売買代金）

第２条　売買物件の価格は、金　（ 落札金額 ）円（以下「売買代金」という。）とする。

（契約保証金）

第３条　買主は、本契約を締結した後、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１６第１項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として、納付済みの地方自治法施行令第１６７条の７第１項に規定する入札保証金を控除した金（落札金額の１０分の１ 以上（円未満切上げ）から納付済みの入札保証金を控除した額）円を売主の発行する納付書により、令和９年２月２日（火）までに売主に納付しなければならない。

２　納付済みの地方自治法施行令第１６７条の７第１項に規定する入札保証金は、契約保証金の一部として充当する。

３　契約保証金は、第１８条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

４　契約保証金には、利息を付さない。

５　売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当する。

６　買主が次条に定める義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、契約保証金は売主に帰属する。

７　買主は、前項の規定により、契約保証金が売主に帰属したことに対して、一切の異議申立て等をすることができない。

（代金の支払い）

第４条　買主は、第２条の売買代金のうち、契約保証金の額を控除した金　　円（以下「売買代金の残金」という。）を、売主の発行する納入通知書により令和９年３月９日（火）（以下「納期限」という。）までに売主に支払わなければならない。ただし、売買契約の締結期限及び売買代金又は契約保証金の納期限は協議によって変更される場合がある。

２　売買代金の残金の納期限の延長は、いかなる理由があろうとも認められない。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、買主が、売買代金の残金を納期限までに納入したことを明らかにする書類（領収書等の原本をいう。）を売主に提示したときに、売主から買主に移転する。

２　買主は、前項の提示を売買代金の残金の納期限までに行わなければならない。

（所有権の移転登記）

第６条　買主は、前条第１項の提示した日（以下「所有権移転の日」という。）の後、直ちに売主に対し、登録免許税相当額の現金領収証書の原本及び資格証明書（法人の場合）を添えて、所有権の移転登記を請求しなければならない。

２　売主は、前項の規定による買主からの請求に基づき、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託する。

（売買物件の引渡し）

第７条　売主は、所有権移転の日に売買物件を現況有姿で引き渡したものとし、買主が記名押印した売買物件の受領証と引き換えに売買物件の引渡書を買主に交付するものとする。

（契約不適合責任）

第８条　本契約締結後、乙は甲に対し、本件売買物件の種類、品質、数量に関して契約内容に不適合であることを理由として売買代金の減額・追完、本契約の解除又は損害賠償請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合においては、第７条に定める引き渡し日から１年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（危険負担）

第９条　買主は、本契約を締結した日から所有権移転の日までの間において、売買物件が売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

（風俗営業等の禁止）

第１０条　買主は、売買物件（その上の建物等を含む。）を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに清瀬市暴力団排除条例（平成２４年清瀬市条例第３３号以下「条例」という。）第２条第１号に定める暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用（以下「禁止用途」という。）に供してはならない。

（禁止用途に関する承継の義務）

第１１条　買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、当該第三者に禁止用途に関する義務を書面によって承継させ、その義務の履行を確保する義務を負うものとする。

２　買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは当該第三者に対して禁止用途に関する義務に違反する使用をさせてはならない。

３　前２項における当該第三者の禁止用途に関する義務の違反に対する責務は、買主が負わなければならない。

（実地調査等）
第１２条　売主は、前条第２項に定める義務に関し、必要があると認めるときは、買主に対して履行状況を確認するため、立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料等の提出を求めることができる。
２　買主は、売主から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延してはならない。
（違約金）
第１３条　買主は、第１０条又は第１１条に定める禁止用途に関する義務に違反したときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として売主に支払わなければならない。
２　前項の違約金は、第１８条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
（契約の解除）
第１４条　売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで本契約を解除することができる。
（暴力団排除に関する契約の解除）
第１５条　売主は、警視庁からの通知又は回答により、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
⑷ 条例第２条第１号に規定する暴力団
⑸ 条例第２条第２号に規定する暴力団員等
⑹ 条例第２条第３号に規定する暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき
（買主の原状回復義務）
第１６条　買主は、売主が解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。
２　買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。
（返還金等）
第１７条　売主は、買主の前条に定める義務の履行を確認したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
２　売主は、買主の負担した契約の費用は返還しない。
３　売主は、買主が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
（損害賠償）
第１８条　買主は、本契約に定める義務を履行しないことにより、売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

（返還金の相殺）
第１９条　売主は、第１７条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第１３条に定める違約金、又は前条に定める損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。
（暴力団等からの不当介入の排除）

第２０条　買主は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく売主に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

（契約の費用）

第２１条　本契約の締結に関して必要な費用は、買主の負担とする。

（公租公課等の負担）

第２２条　契約締結後の売買物件に係る公租公課及びその余の賦課金については、買主が負担するものとする。

（近隣住民等への配慮）

第２３条　買主は、所有権移転の日以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

（信義誠実の義務）

第２４条　売主及び買主は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（疑義の決定）

第２５条　本契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、清瀬市契約事務規則（昭和６１年４月１日規則第４号）等によるほか売主と買主とが協議のうえ決定する。

（合意管轄）

第２６条　本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、売主及び買主それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売主　　清瀬市中里五丁目８４２番地

清瀬市長　原田　ひろみ

買主　　住　所

氏　名

市有財産売払いの一般競争入札参加申込書

（令和８年度　一般競争入札による市有財産売払い【中里三丁目市有地　物件番号１】）

令和　年　　月　　日

（あて先）

清瀬市長　殿

【申込者】

住所又は法人の所在	〒　　－　　電話：　　（　　）
フリガナ	
氏名又は法人名 代表者名	実印
担当者名	電話：　　（　　）
所在・所属	
担当メールアドレス	

「令和８年度 一般競争入札による市有財産売払いの案内書」に記載された内容を全て承知し、次の市有財産売払いの一般競争入札に参加のため、必要書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書及び本申込みに必要な書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

物件番号	所　　在	土地面積
1	清瀬市中里三丁目 1058 番 21	126.57 ㎡

1　申込者が個人の場合は、清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書及び印鑑登録証明書、法人の場合は、清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書、法人の履歴事項全部証明書、代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）及び名刺（担当者）の提出が必要となります。（証明書類はいずれも発行後３か月以内のもの）

2　提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。

3　入札及び開札の日時及び場所

⑴ 日　　時　　令和８年 12 月 17 日（木）午前 10 時 00 分

⑵ 場　　所　　清瀬市中里五丁目８４２番地

清瀬市役所本庁舎３階　会見室

⑶ 受付時間　　午前 9 時 45 分～午前 10 時 00 分

□　郵送・メールによる入札を希望します

※　郵送またはメールによる入札書の提出をされる場合は、上の「□」にチェックをしてください。

市有財産売払いの一般競争入札参加申込書

（令和８年度　一般競争入札による市有財産売払い【中里三丁目市有地　物件番号２】）

令和　年　　月　　日

（あて先）

清瀬市長　殿

【申込者】

住所又は法人の所在	〒　　－　　電話：　　（　　）
フリガナ	
氏名又は法人名 代表者名	実印
担当者名	電話：　　（　　）
所在・所属	
担当メールアドレス	

「令和８年度 一般競争入札による市有財産売払いの案内書」に記載された内容を全て承知し、次の市有財産売払いの一般競争入札に参加のため、必要書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書及び本申込みに必要な書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

物件番号	所　　在	土地面積
２	清瀬市中里三丁目 1058 番 22	139.03 ㎡

１　申込者が個人の場合は、清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書及び印鑑登録証明書、法人の場合は、清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書、法人の履歴事項全部証明書、代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）及び名刺（担当者）の提出が必要となります。（証明書類はいずれも発行後３か月以内のもの）

２　提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。

３　入札及び開札の日時及び場所

⑴ 日　　時　　令和８年 12 月 17 日（木）午前 10 時 00 分

⑵ 場　　所　　清瀬市中里五丁目８４２番地

清瀬市役所本庁舎３階　会見室

⑶ 受付時間　　午前 9 時 45 分～午前 10 時 00 分

□　郵送・メールによる入札を希望します

※　郵送またはメールによる入札書の提出をされる場合は、上の「□」にチェックをしてください。

清瀬市暴力団排除条例にかかる誓約書

（令和８年度　一般競争入札による市有財産売払い）

令和　年　　月　　日

（申込日同日）

私（当法人及び当法人役員等）は、清瀬市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、清瀬市が本様式に記載されたすべての者の個人情報を警視庁に照会することについて同意します。

１　申込者（個人の場合のみ）　　氏名　　実印

（ふりがな） 氏　名	生年月日 （和歴）	性　別	住　所

２　申込者（法人の場合のみ）　　法人名

代表者名　　実印

入札参加申込時点の役員

役職名	（ふりがな） 氏　名	生年月日 （和歴）	性　別	住　所

（上記の枠が不足する場合は、追加の名簿を添付すること）

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

入札保証金提出書

（令和８年度　一般競争入札による市有財産の売り払い
【中里三丁目市有地　物件番号１】）

令和　年　　月　　日

（あて先）
　清瀬市長

【入札者】

住　所 又は 所　在	〒　　－　　電話　　（　　）
ふりがな 氏名 又は法人名 代表者名	実印

令和８年 12 月 17 日（木）執行の一般競争入札による市有財産売払い【中里三丁目市有地　物件番号 1】の入札保証金として下記の金額を提出します。

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札保証金の金額	￥		8	1	0	0	0	0

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を下記の返還先に振り込んでください。

（返還先）

金融機関名	銀行　　支店							
預金種別	普通　・　当座　・　貯蓄　・　その他（　　）							
口座番号								
（ふりがな） 口座名義人（請求人）								

※１　入札保証金納入は令和８年 12 月 10 日（木）まで、領収書提出期限は、令和８年 12 月 10 日（木）まで。
　２　入札参加申込者、入札者及び口座名義人（請求者）は、すべて同一人にしてください。
　３　入札保証金の金額は、納付金額を記載してください。
　４　提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
　５　入札保証金提出書と入札保証金領収書のコピー（A4 ｻｲｽﾞ）を一緒に提出してください。

入札保証金提出書

（令和８年度　一般競争入札による市有財産の売り払い
【中里三丁目市有地　物件番号２】）

令和　年　　月　　日

（あて先）
　清瀬市長

【入札者】

住　所 又は 所　在	〒　　－　　電話　　（　　）
ふりがな 氏名 又は法人名 代表者名	実印

令和８年 12 月 17 日（木）執行の一般競争入札による市有財産売払い【中里三丁目市有地　物件番号２】の入札保証金として下記の金額を提出します。

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札保証金の金額	￥		9	0	0	0	0	0

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を下記の返還先に振り込んでください。

（返還先）

金融機関名	銀行　　支店							
預金種別	普通　・　当座　・　貯蓄　・　その他（　　）							
口座番号								
（ふりがな） 口座名義人（請求人）								

※１　入札保証金納入は令和８年 12 月 10 日（木）まで、領収書提出期限は、令和８年 12 月 10 日（木）まで。
　２　入札参加申込者、入札者及び口座名義人（請求者）は、すべて同一人にしてください。
　３　入札保証金の金額は、納付金額を記載してください。
　４　提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
　５　入札保証金提出書と入札保証金領収書のコピー（A4 ｻｲｽﾞ）を一緒に提出してください。

入　札　書

（令和８年度　一般競争入札による市有財産売払い
【中里三丁目市有地　物件番号１】）

令和　年　月　日

（あて先）　清瀬市長

入札者　住　　所
（所　在）

ふりがな
氏　　名　　実印
（法人名・代表者名）

代理人　住　　所
（所　在）

ふりがな
氏　　名　　印

「令和８年度　一般競争入札による市有財産売払いの案内書【中里三丁目市有地】」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号	1
物件の所在（土地）	清瀬市中里三丁目 1058 番 21

		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額											

※１　代理人（**事業者で代表者以外の社員の方も含む**）による入札の場合は、入札者の住所、氏名の記載及び押印のほかに、**代理人の住所、氏名の記載及び押印と委任状**の提出が必要です。
　なお、この場合の代理人の住所、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
２　入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、**金額の頭初に「￥」を必ず記入してください。**
　入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
３　入札書は、物件ごとに提出してください。
４　提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
５　入札書は、物件番号及び氏名（法人名）を記載した封筒に封入してください。

入　札　書

（令和８年度　一般競争入札による市有財産売払い
【中里三丁目市有地　物件番号２】）

令和　年　月　日

（あて先）　清瀬市長

入札者　住　　所
（所　在）

ふりがな
氏　　名　　実印
（法人名・代表者名）

代理人　住　　所
（所　在）

ふりがな
氏　　名　　印

「令和８年度　一般競争入札による市有財産売払いの案内書【中里三丁目市有地】」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

物件番号	2
物件の所在（土地）	清瀬市中里三丁目 1058 番 22

		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額											

※１　代理人（**事業者で代表者以外の社員の方も含む**）による入札の場合は、入札者の住所、氏名の記載及び押印のほかに、**代理人の住所、氏名の記載及び押印と委任状**の提出が必要です。
　なお、この場合の代理人の住所、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
２　入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、**金額の頭初に「￥」を必ず記入してください。**
　入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
３　入札書は、物件ごとに提出してください。
４　提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
５　入札書は、物件番号及び氏名（法人名）を記載した封筒に封入してください。

委　任　状

（令和８年度　一般競争入札による市有財産売払い
【中里三丁目市有地　物件番号１】）

令和　年　月　日

（宛先）
清瀬市長

申　込　者
（委任者）

住所又は 法人所在地	〒　　－　　電話　　（　　）
ふりがな 氏名又は 法人名 代表者名	実印

私は、次の者を代理人と定め、令和８年 12 月 17 日（木）執行の標記の入札に関する一切の権限を委任します。

代　理　人
（受任者）

住　所 又は 法人所在地	〒　　－　　電話　　（　　）
ふりがな 氏　名	印

入札参加物件

物件番号	所　在	土地面積
1	東京都清瀬市中里三丁目 1058 番 21	126.57 ㎡

※１　提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
２　**法人で代表者以外の方（社員の方を含む）が入札会に参加される場合も、委任状が必要**になります。
３　委任状に記載した代理人（受任者）の住所、氏名及び代理人（受任者）の印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。
４　本人確認のため、代理人の身分証明書の確認をさせていただきます。

委　任　状

（令和８年度　一般競争入札による市有財産売払い
【中里三丁目市有地　物件番号２】）

令和　年　月　日

（宛先）
清瀬市長

申　込　者
（委任者）

住所又は 法人所在地	〒　　－　　電話　　（　　）
ふりがな 氏名又は 法人名 代表者名	実印

私は、次の者を代理人と定め、令和８年 12 月 17 日（木）執行の標記の入札に関する一切の権限を委任します。

代　理　人
（受任者）

住　所 又は 法人所在地	〒　　－　　電話　　（　　）
ふりがな 氏　名	印

入札参加物件

物件番号	所　在	土地面積
2	東京都清瀬市中里三丁目 1058 番 22	139.03 ㎡

※１　提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
２　**法人で代表者以外の方（社員の方を含む）が入札会に参加される場合も、委任状が必要**になります。
３　委任状に記載した代理人（受任者）の住所、氏名及び代理人（受任者）の印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。
４　本人確認のため、代理人の身分証明書の確認をさせていただきます。

封筒（長３サイズ以下）の記載例

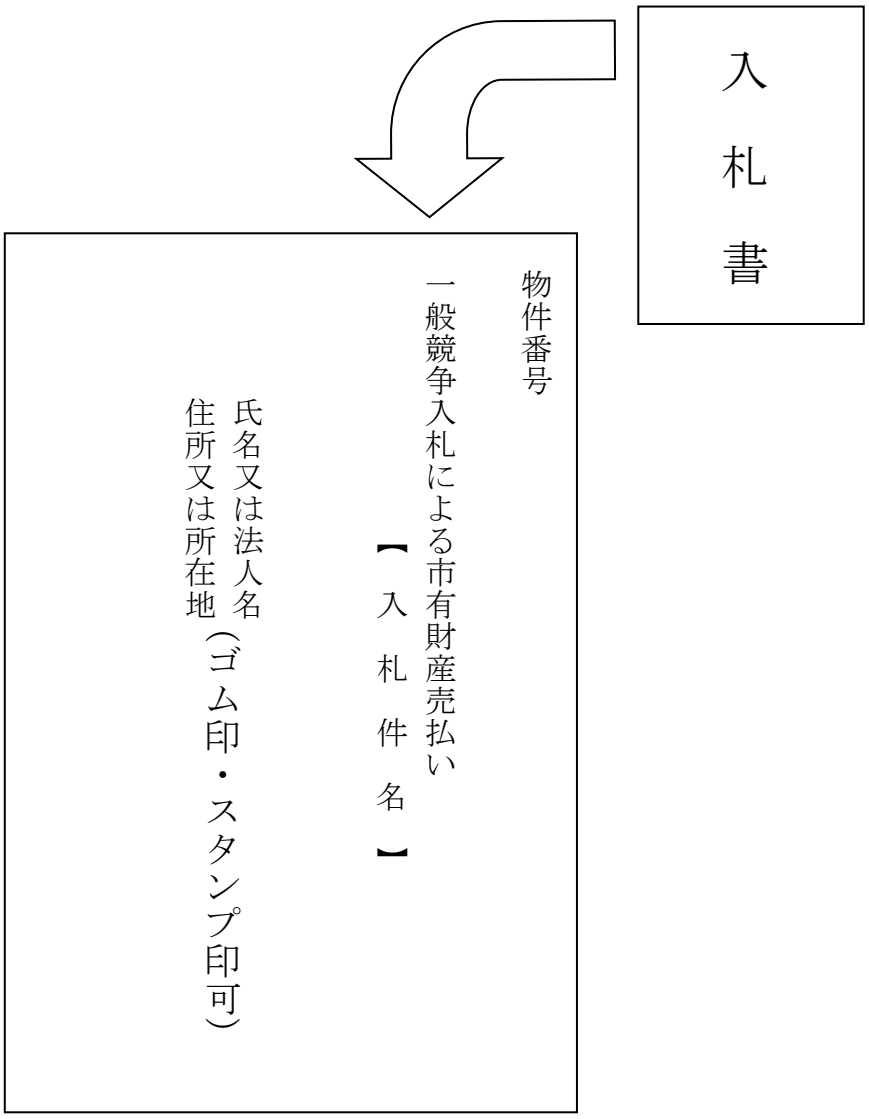

※個人の場合は、氏名をご記入ください

清瀬市